



市長発表4

令和8年4月1日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

<p>(件名) 旧富士花鳥園跡地を利活用する事業者を募集</p>	<p>(担当) 市民部 上井出出張所 担当氏名 田中 電話 0544-54-0003 内線 -</p>
<p>セールスポイント</p>	<p>市が策定した旧富士花鳥園跡地の利活用方針に沿って、跡地を利活用する事業提案を募集します。</p>
<p>【 <input checked="" type="checkbox"/> 告知希望 <input type="checkbox"/> 当日取材希望 】 (内容) 市は、次のとおり旧富士花鳥園跡地の利活用方針を策定しました。</p> <ol style="list-style-type: none">1 自然と共生する「癒しの場」 かつて花鳥園だった特性を活かし、市民や観光客等が自然と触れ合える場として活用する。具体的には、自然観察路や体験プログラム、こども向け知育・体験講座を展開することにより、来園者に安らぎと癒しを提供するものとしての利活用。2 観光客や市民が集まる「交流拠点」 観光客や市民等が多様な目的で訪れる場として活用する。具体的には、スポーツ・レクリエーション機能、宿泊機能等を有する施設を誘致し、観光客や市民が集まる交流拠点を創出するものとしての利活用。 <p>については、上記1又は2による利活用が可能な事業者を募集します。 具体的な利活用イメージ案としては、広大な植物園、体験型アニマルスペース、自然体験プログラムの実施場所、キャンプ、グランピングを含む宿泊施設など、自然資源の活用や観光振興、地域ブランドの向上といった、本市のまちづくり施策と合致した事業の提案をお待ちしています。 利活用方針の詳細は、添付資料のとおりです。</p> <p>募集期間 令和8年4月13日から令和8年9月30日まで 提案方法 事業概要をメールにて上井出出張所まで送信してください。 日程調整後、詳細についての聴き取り・打合せを行います。</p> <p>(添付資料) 利活用方針</p>	

課長

係長

旧富士花鳥園跡地の利活用方針

1 策定の趣旨

旧富士花鳥園跡地は、地域経済の活性化に寄与する大きなポテンシャルを有しており、新たな施設や事業の展開次第では地域の賑わいや雇用の創出、地域のブランド形成などにつながるが見込まれることから、旧富士花鳥園跡地における利活用方針を定め、地域の活性化や市民生活の質の向上に資する拠点として活用することにより、持続可能な賑わいの創出、朝霧地区の景観保全及び本市の価値創造の実現を図ることを目的とする。

2 施設の概要

(1) 場所

静岡県富士宮市根原480番1

(2) 敷地面積

94,990㎡

(3) 土地所有者

富士宮市上井出財産区

(4) 既存建物等

- ・管理棟（事務室、休憩室、機械室、トイレ、倉庫）木造2階建て
- ・温室2棟（鉄骨造）
- ・その他建物（小屋、倉庫、作業場等）合計17棟

※ 建物等の詳細については、別途お尋ねください。

(5) 規制内容と範囲

ア 富士宮市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

- (ア) 自然保全地域（国道139号の道路中心線から100m以内の区域）
- (イ) 環境緑地地域（(ア)以外の区域）

イ 都市計画法

市街化調整区域。花菖蒲園（第二種特定工作物）として開発許可済。

ウ 自然公園法

(ア) 第3種特別地域（国道139号の道路中心線から100m以内の区域）

(イ) 普通地域（(ア)以外の区域）

エ 森林法

3. 8ヘクタールについて、林地開発許可済。

オ 富士宮市屋外広告物条例

※ 規制内容の詳細及び現在の許可等の状況については、別途お尋ねください。

(6) 周辺施設

ア Mt. FUJI PARAGLIDING（旧 アサギリ高原パラグライダーズスクール）：約200m

イ あさぎりフードパーク：約600m

ウ 道の駅朝霧高原：約700m

エ 富士山バギー：約1km

オ 富士山ワイナリー：約1km

カ 朝霧カントリークラブ：約3km

キ 本栖湖リゾート（芝桜）：約4.5km

ク 静岡県立朝霧野外活動センター：約5km

ケ まかいの牧場：約9km

コ 富士ミルクランド：約9km

サ 風の湯：約10km

シ 田貫湖：約11km

ス 白糸の滝：約12km

3 利活用における前提条件

(1) 利活用のコンセプトに沿った跡地利用

(2) 自然資源の活用や観光振興、地域ブランドの向上など、本市のまちづくり施策と合致した事業の誘致

4 利活用のコンセプト

(1) 自然と共生する「癒しの場」

かつて花鳥園だった特性を活かし、市民や観光客等が自然と触れ合える場として活用する。具体的には、自然観察路や体験プログラム、こども向け知育・体験講座を展開することにより、来園者に安らぎと癒しを提供する。

(2) 観光客や市民が集まる「交流拠点」

観光客や市民等が多様な目的で訪れる場として活用する。具体的には、スポーツ・レクリエーション機能、宿泊機能等を有する施設を誘致し、観光客や市民が集まる交流拠点を創出する。

5 利活用イメージ案

(1) 案1：広大な植物園

多様な植物を展示し、年間を通じて植物が楽しめる場として活用する。

(2) 案2：体験型アニマルスペース

犬などを中心とした動物とのふれあいの場として活用する。

(3) 案3：自然体験プログラムの実施

地域の子供たちを対象とした環境教育の場として活用する。

(4) 案4：キャンプ、グランピングを含む宿泊施設の誘致

多様なニーズに応える滞在型観光のコンテンツとして活用する。